

固定資産税評価額等証明書等の交付誤りについて

下記のとおり固定資産税評価額等証明書等の交付誤りがありましたので、ご報告します。

この度は、交付誤りを発生させ、ご迷惑をおかけしました。大変申し訳ありませんでした。

記

1 内容

令和5年4月3日、A氏の代理人であるB氏が千種区税務窓口に来庁され、固定資産税評価額等証明書を申請した。受け取りのためB氏が再来庁した際、直前に交付したC氏に、誤って交付していたことが発覚した。

また、B氏からの申請の際の添付書類として預かっていた戸籍全部事項証明書等についても、あわせてC氏に渡してしまった。

2 漏洩した情報

- (1) 固定資産税評価額等証明書に記載された固定資産の所在地、価格及び課税標準額
(マイナンバーは記載されていません。)
- (2) 戸籍全部事項証明書等に記載された関係者の本籍、筆頭者、氏名及び生年月日

3 原因

作成したA氏の証明書を、誤ってC氏の証明書とまとめてしまった。

また、証明書を交付する際に、受け取る方が申請者と同一の方であるかの確認が不十分であった。

4 その後の対応

C氏へ謝罪し、誤って交付した証明書及び戸籍全部事項証明書等を回収しました。

また、速やかにB氏に証明書及び戸籍全部事項証明書等をお渡しし、謝罪するとともに、A氏に対しても謝罪をし、ご了解をいただきました。

5 再発防止策

今回の事態を重く受け止め、今後、このようなことが発生しないよう、改めて個人情報の重要性を職員に周知します。また、他人の交付物が混入しないよう手順を見直すとともに、証明書の交付時における本人確認及び内容確認を徹底します。

〔 栄市税事務所管理課
電話番号：052-959-3300 〕